

竹原市放課後児童クラブ[※]運営業務の 民間委託に関する保護者説明会

令和7年11月28日（金）18時30分～

竹原市健康こども未来課

放課後児童クラブの課題

- ▶ 児童クラブ間で児童の支援や活動内容の企画・実施において、サービス内容にばらつきがある。
- ▶ 職員を対象とした研修体制の充実、人材確保・配置調整などの労務管理の効率化が必要。
- ▶ 開設時間の拡大、入退室管理などのICT化に関する保護者ニーズが高い。



民間の専門事業者のノウハウを活用し、効率的かつ安定的な運営体制の確立、子育て支援の質的向上及び更なる良質なサービスの提供を行う。

民間の専門事業者に期待すること

▶ 安定した運営体制の整備

- ・ 効果的・効率的な人材採用
- ・ 現場責任者の確保
- ・ 緊急時の本部対応
- ・ 人材育成に関する取組の充実 など

▶ サービスの拡充・改善

- ・ 安定した人材確保による開設時間の拡大
- ・ ICTシステムの円滑な導入
- ・ 市内児童クラブにおけるサービスの均質化及び質の向上 など

委託先事業者の選定の概要

▶ 公募型プロポーザル方式の採用

価格のみで事業者を選定するのではなく、放課後児童健全育成事業に対する考えや取組内容、実現能力、事業者の実績や経営状況等の観点から総合的に評価する方式を採用。（参加申込事業者数：3者）

▶ 在籍児童の保護者ニーズを公表

参加事業者からより良い企画提案を受けるため、令和6年8月実施の保護者アンケートの結果を公表。

委託先事業者の決定

▶ 委託先事業者

株式会社 明日葉

R7.10時点の受託実績：全国25都道府県113自治体
(竹原市を除く広島県内の受託実績：5市町)

▶ 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

▶ 委託する児童クラブ

竹原市内の全ての児童クラブ（7か所 9クラブ）

民間委託の基本事項

▶ 「公設民営」により実施

児童クラブの運営を委託契約に基づいて事業者が行う形態で、運営上の最終的な責任については、市が負い、施設の管理は市が行う。

※委託先事業者は、市が定める業務委託仕様書に従って児童クラブの運営を行う必要がある。



民営化ではなく、業務の「民間委託」であり、今後も事業の実施責任者は「市」となる。

基本的な実施内容（開設場所、入会要件、月3,000円の保護者負担金、職員の配置基準など）はこれまでと同様。

委託先事業者の業務内容

▶ 児童クラブの運営業務全般

児童の育成支援、保護者や学校等との連携、入退室管理や連絡帳機能などのICTシステムの運用、新入会児を対象とした説明会等

▶ エリアリーダーによる巡回支援

市内全児童クラブを巡回し、児童クラブ間の均質化、業務改善、職員の配置調整、トラブル対応等の業務にあたる職員を配置。

▶ 職員の採用・研修・労務管理

▶ おやつ代や保険料の徴収・管理・会計報告

竹原市の業務内容

▶ 入会・退会の手続き・審査・決定

これまで同様、入会・退会に関する問い合わせ先は市へ。

▶ 利用料金の決定・徴収、減免の審査・決定

▶ 職員の配置基準の決定

民間委託後も職員の配置基準に変更はありません。また、支援が必要な児童に対する加配補助員の配置人数についても、市が決定します。

▶ 児童クラブの運営状況の確認

▶ 施設・設備の管理

▶ 学校との取り決め・情報共有

民間委託後のサービスや取組

ー令和8年度からの新たな取組ー

▶ ICTシステムの導入

入退室管理機能、連絡帳機能、お知らせの一斉配信機能を予定。アプリ等で放課後児童クラブとやりとりができる。

▶ 委託先事業者による特色ある活動の実施

＜例＞多様な運動あそびの経験をテーマとしたスポーツと遊びのプログラムの実施、他市町の放課後児童クラブとのオンライン交流の機会の提供、オンライン体験機会の提供（工場見学など）、ぬり絵コンテストや様々な工作活動の実施 など

▶ 委託先事業者によるキャッシュレス化の導入

委託先事業者において、保護者の利便性の向上及びリスク管理の観点から、原則として児童クラブでの現金のやりとりは行わず、キャッシュレス化を図る。

民間委託後のサービスや取組

ー令和8年度からの変更点ー

令和7年度まで

- ▶ 土曜日及び学校の長期休業日における開設時間

8時～18時

- ▶ 閉設日

日曜日、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月4日）

令和8年度から

- ▶ 土曜日及び学校の長期休業日における開設時間

7時30分～18時

- ▶ 閉設日

日曜日、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）

民間委託後のサービスや取組

ー令和8年度からの変更点ー

令和7年度まで

- ▶ おやつ代
児童クラブごとに異なる
(月800円～1,000円程度)
- ▶ 保険
スポーツ安全保険
(年間800円程度)

令和8年度から

- ▶ おやつ代
一律 月1,000円程度
- ▶ 保険
全国子ども会安全共済会
(年間500円程度)

民間委託後のサービスや取組

ー今後検討を進める取組ー

- ▶ 開設時間の拡大（18時以降の延長利用）
- ▶ 配食サービスの導入



委託先事業者において、委託契約期間中に導入の検討を行う。
検討にあたっては、詳細な保護者ニーズの把握、利用料金や運用システムの検討、地域の配食事業者とのマッチングなど、
様々な取組が必要。

委託先事業者から保護者の方を対象としたアンケート調査などがあった場合は、ご理解とご協力をお願いいたします。

ありがとうございました

児童の健全育成のため、市内放課後児童クラブにおいて、均質的で質の高いサービスの提供を目指していきます。